

【正誤表】

『令和7年12月改訂 所得税・個人住民税ガイドブック』の本文中に、下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

正誤箇所		正				誤																							
頁数	該当箇所																												
44頁	「4 課税方法」	<table><tr><th>対象となる利子の範囲</th><th>課税方式</th><th>源泉(特別)徴収税率</th><th>確定申告</th></tr><tr><td>① 次に掲げる一般利子等（措法3①） ア 特定公社債（注1）以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等、⑦及び⑨の利子を除く。） イ 預貯金の利子 ウ 合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配（注3）</td><td rowspan="2">源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの）</td><td rowspan="2">所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%</td><td rowspan="2">不要 （確定申告をすることはできない。）</td></tr><tr><td>② 国外一般公社債等の利子等（措法3の3①）</td></tr><tr><td>③ 特定公社債の利子（措法3①一） ④ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） ア その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの イ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの</td><td>申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの）（注2）</td><td></td><td>原則として、確定申告不要 （措法8の5①二、三、七、3の3⑦）</td></tr></table>	対象となる利子の範囲	課税方式	源泉(特別)徴収税率	確定申告	① 次に掲げる一般利子等（措法3①） ア 特定公社債（注1）以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等、⑦及び⑨の利子を除く。） イ 預貯金の利子 ウ 合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配（注3）	源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの）	所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%	不要 （確定申告をすることはできない。）	② 国外一般公社債等の利子等（措法3の3①）	③ 特定公社債の利子（措法3①一） ④ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） ア その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの イ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの	申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの）（注2）		原則として、確定申告不要 （措法8の5①二、三、七、3の3⑦）	<table><tr><th>対象となる利子の範囲</th><th>課税方式</th><th>源泉(特別)徴収税率</th><th>確定申告</th></tr><tr><td>① 次に掲げる一般利子等（措法3①） ア 特定公社債（注1）以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等、⑦及び⑨の利子を除く。） イ 預貯金の利子 ウ 合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配（注3）</td><td rowspan="2">源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの）</td><td rowspan="2">所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%</td><td rowspan="2">不要 （確定申告をすることはできない。）</td></tr><tr><td>② 国外一般公社債等の利子等（措法3の3①）</td></tr><tr><td>③ 特定公社債の利子（措法3①一） ④ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） ア その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの イ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの</td><td>申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの）（注2） <u>①、②のいずれかを選択</u></td><td></td><td>原則として、確定申告不要 （措法8の5①二、三、七、3の3⑦）</td></tr></table>	対象となる利子の範囲	課税方式	源泉(特別)徴収税率	確定申告	① 次に掲げる一般利子等（措法3①） ア 特定公社債（注1）以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等、⑦及び⑨の利子を除く。） イ 預貯金の利子 ウ 合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配（注3）	源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの）	所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%	不要 （確定申告をすることはできない。）	② 国外一般公社債等の利子等（措法3の3①）	③ 特定公社債の利子（措法3①一） ④ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） ア その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの イ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの	申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの）（注2） <u>①、②のいずれかを選択</u>		原則として、確定申告不要 （措法8の5①二、三、七、3の3⑦）
	対象となる利子の範囲	課税方式	源泉(特別)徴収税率	確定申告																									
① 次に掲げる一般利子等（措法3①） ア 特定公社債（注1）以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等、⑦及び⑨の利子を除く。） イ 預貯金の利子 ウ 合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配（注3）	源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの）	所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%	不要 （確定申告をすることはできない。）																										
② 国外一般公社債等の利子等（措法3の3①）																													
③ 特定公社債の利子（措法3①一） ④ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） ア その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの イ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの	申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの）（注2）		原則として、確定申告不要 （措法8の5①二、三、七、3の3⑦）																										
対象となる利子の範囲	課税方式	源泉(特別)徴収税率	確定申告																										
① 次に掲げる一般利子等（措法3①） ア 特定公社債（注1）以外の公社債の利子（国外公社債等の利子等、⑦及び⑨の利子を除く。） イ 預貯金の利子 ウ 合同運用信託の収益の分配、公社債投資信託でその受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの収益の分配（注3）	源泉分離課税 （源泉徴収だけで納税義務が完結するもの）	所得税及び復興特別所得税 15.315% ・ 住民税 5%	不要 （確定申告をすることはできない。）																										
② 国外一般公社債等の利子等（措法3の3①）																													
③ 特定公社債の利子（措法3①一） ④ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） ア その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの イ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの	申告分離課税 （確定申告により申告分離課税を受けるもの）（注2） <u>①、②のいずれかを選択</u>		原則として、確定申告不要 （措法8の5①二、三、七、3の3⑦）																										
	「4 課税方法」（注2）	2 <u>③～⑥</u> の利子については、申告不要または申告分離課税の……		2 <u>特定公社債</u> の利子については、申告不要または申告分離課税の……																									

* アンダーラインを付した箇所が訂正箇所です。